破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第５号
鹿児島県大島郡龍郷町中勝字下嘉鉄又2419番地１
債務者　株式会社山田
代表者代表取締役　金　　永村
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鑪野　孝清
4　破産債権の届出期間　平成29年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午後３時
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第７号
千葉県茂原市八千代３丁目７番13号
債務者　株式会社Ｂ－ＴＹＰＥ
代表者代表取締役　久保田　基
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸島　一浩
4　破産債権の届出期間　平成29年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午前10時30分
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第６号
北海道伊達市長和町455番地24
債務者　株式会社タケカワ
代表者代表取締役　武川　友和
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　破産債権の届出期間　平成29年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午後２時30分
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第６５６号
東京都新宿区西早稲田１丁目23番１号
債務者　株式会社アイシステムオフィス
代表者代表取締役　前原　大毅
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笹　勝章
4　破産債権の届出期間　平成29年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５７号
東京都新宿区西早稲田１丁目23番１号
債務者　株式会社アイエスファーマシー
代表者代表取締役　前原　大毅
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笹　勝章
4　破産債権の届出期間　平成29年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５８号
東京都新宿区西早稲田１丁目23番１号
債務者　アイ・エル・エス株式会社
代表者代表取締役　前原　大毅
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笹　勝章
4　破産債権の届出期間　平成29年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５９号
東京都新宿区西早稲田１丁目23番１号
債務者　株式会社アイ・グループ
代表者代表取締役　前原　大毅
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笹　勝章
4　破産債権の届出期間　平成29年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８号
愛知県江南市古知野町小金123番地
債務者　開進堂株式会社
代表者代表取締役　大塚　祥敬
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　裕介
4　破産債権の届出期間　平成29年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月19日午前10時
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２４号
神奈川県厚木市妻田東１丁目６番55号グランマーレ本厚木901号
債務者　ジャッカルテクノロジー株式会社
代表者代表取締役　杉村　晃一
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬戸　崇文
4　破産債権の届出期間　平成29年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後２時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２７号
神奈川県厚木市妻田西３丁目28番18号
債務者　有限会社豊進
代表者代表取締役　豊田　和也
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　育子
4　破産債権の届出期間　平成29年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月22日午後３時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９号
釧路市文苑１丁目59番22号
債務者　有限会社かにきち漁楽市水産
代表者代表取締役　鎌田　一恭
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　憲臣
4　破産債権の届出期間　平成29年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月22日午後２時
釧路地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１号
佐賀市鍋島３丁目５番５号　セラビービル２Ｆ
債務者　唐川容一郎
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　力久　尚子
4　破産債権の届出期間　平成29年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成29年４月13日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
群馬県高崎市箕郷町東明屋436番地３
債務者　中島　英二
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　哲哉
4　破産債権の届出期間　平成29年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１０号
奈良県香芝市旭ケ丘５丁目22番地10
債務者　宮﨑　美尚
1　決定年月日時　平成29年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板野　陽一
4　破産債権の届出期間　平成29年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係